

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の規定によつて、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和七年六月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）別表第十一の免許職種の欄に掲げる全職種

二 試験の免除

実技試験又は学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、規則第四十六条に規定する免除を受けることができる者及び免除の範囲とする。

三 試験の科目

実技試験及び学科試験

四 受験資格

- 1 前記二により、実技試験及び学科試験の全部について免除を受けることができる者
- 2 前記1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。
 - (一) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
 - (二) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

五 試験の日時

公告の日から令和八年三月三十一日（火）までの間随時。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）並びに令和七年十二月二十九日（月）から令和八年一月三日（土）までの間を除く。

六 受験申請手続

1 提出書類

- (一) 職業訓練指導員試験受験申請書
- (二) 写真一枚（申請前六か月以内に撮影した上半身、正面、無帽のもので、縦四・〇センチメートル、横三・〇センチメートルのもの）
- (三) 前記四の受験資格を有することを証する書類

2 書類の提出先

広島県商工労働局職業能力開発課（〒七三〇―八五一 広島市中区基町一〇番五二号）

3 書類の提出期間

公告の日から令和八年三月三十一日（火）まで（受付時間は午前八時三十分から午後五時まで）。ただし、土曜日、日曜日及び休日並びに令和七年十二月二十九日（月）から令和八年一月三日（土）までの間を除く。

4 受験手数料

無料

七 合格者の発表など

合格者への通知をもって合格発表に代える。

八 その他

1 受験申請手続と併せて、職業訓練指導員免許の申請をすることができる。

2 この試験についての問合せは、広島県商工労働局職業能力開発課（電話（〇八二）五一三―三四三一（ダイヤルイン））にすること。